

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第2回）

日時 令和元年5月27日（月）18：03～20：31

場所 経済産業省 本館17階 第一特別会議室

議題 ①国内業界団体ヒアリング

- ・一般社団法人バイオマス発電事業者協会
- ・一般社団法人バイオマス発電協会
- ・質疑応答

②認証機関・海外政府ヒアリング

- ・Control Union Japan
- ・インドネシア政府
- ・マレーシアパームオイル庁
- ・質疑応答

○神沢新エネルギー課長補佐

定刻になりましたので、ただいまより総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第2回）を開催いたします。

本日はご多忙のところをご出席いただき、まことにありがとうございます。

それでは、これからの議事進行につきましては高村座長にお願いすることとします。よろしく申し上げます。

○高村座長

ありがとうございます。

お忙しい中、参集いただき、ありがとうございます。

本日はすけれども、お手元の議事次第に従って議事を進めていきたいと思っております。

本日は、国内業界団体の2団体から、そして認証機関、それから海外の政府から、Control Unionさん、インドネシア政府、マレーシア政府の皆様からヒアリングを行ってまいります。

ヒアリングの進め方についてですけれども、先ほど申し上げました国内業界団体2団体、一般社団法人のバイオマス発電事業者協会さんと、それから一般社団法人のバイオマス発電協会、この国内業界団体の2団体についてまずヒアリングをさせていただいて、その後、認証機関、マレ

ーシア政府、インドネシア政府、こちらの3つの皆様からヒアリングを行いたいと思います。そのようなことでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、まず最初に国内業界団体の2団体、一般社団法人バイオマス発電事業者協会さん、それから一般社団法人バイオマス発電協会さんから、それぞれ5分程度プレゼンテーションいただいた後に、委員の皆様と質疑応答を15分程度行いたいと思います。

その後、先ほど言いました認証機関、海外政府からご報告をいただきますけれども、予定ではControl Unionさんから15分、インドネシア政府から20分、これは通訳を含めましてです。それから、マレーシア政府からも同じく20分、通訳を含めてプレゼンテーションいただいて、まとめて3つのご報告について質疑応答を30分程度行うという予定であります。

きょうは多くの団体からご報告をいただきますので、発表者の皆様におかれましては、申しわけございませんが、時間厳守でお願いをいたします。

それでは、始めます前に事務局から本日の配付資料についてご確認をお願いいたします。

○神沢新エネルギー課長補佐

それでは、お手元の資料をご確認ください。

配付資料一覧にありますとおり、まず議事次第、委員等名簿、座席表、資料1、バイオマス燃料持続可能性確認について（一般社団法人バイオマス発電事業者協会）、資料2、バイオマス液体燃料発電における燃料の持続可能性について（一般社団法人バイオマス発電協会）、資料3、バイオマス認証スキームのご紹介（Control Union Japan）、資料4、持続可能なインドネシア産パームオイル（ISPO）、資料4の2、ISPOの確認（インドネシア政府）、資料5、持続可能なマレーシア産パームオイル（MSPO）（マレーシアパームオイル庁）でございます。

○高村座長

資料について、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、プレスの皆様については、撮影はここまでというふうにさせていただければと思います。この後も傍聴は可能ですので、引き続き傍聴される方は傍聴いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、早速ですけれども、国内業界団体からご報告をお願いしたいと思います。

まずは一般社団法人バイオマス発電事業者協会さんからお願いをしたいと思います、代表理事の山本毅嗣様から、ご説明を5分でお願いできればと思います。

○バイオマス発電事業者協会（山本）

バイオマス発電事業者協会の山本です。今日はこのような機会を与えていただき、ありがとうございます。

では、座って説明します。

資料に従ってご説明させていただきます。

まず、1ページ目、協会の説明ですが、設立が2016年の11月です。目的がバイオマス発電事業の促進と産業の健全な発展を図り、持続可能な循環型社会の構築と地球環境の保全に寄与することということです。設立から2年半たちまして、会員の数も93社、ここに会社のロゴが出ておりますけれども、木質系のバイオマスの発電事業者、あるいは燃料事業者、メーカー、エンジニアリング会社等々、業界をほぼ全体カバーするような規模の会員の方に参加いただいております。

最初に、協会として考えますバイオマス発電の意義をここで一度説明したいと思います。バイオマス発電に関しましては、いろいろなご意見は頂戴しておりますけれども、いま一度この意義についてご説明したいと思います。

まず、最初に地域経済の活性化、再生可能エネルギーの中でも地域経済への貢献が最も大きい発電だと考えております。雇用、輸送、あと林業、地元への経済貢献ができるというところでございます。

あと安定電源として天候等に左右されない、24時間安定したベースロード電源として運転できるというメリットでございます。

あとエネルギーセキュリティの向上としましては、日本の国産材はもちろんなんですが、輸入材も化石燃料と違いまして、北米、アジア、オーストラリア等、多数にわたることから、エネルギーセキュリティの向上も図れるというところでございます。

また、エネルギーミックスでも、2030年のエネルギーミックスでは再エネの20%を担うという計画を立てていただいておりますし、2050年に向けてさらに大きな役割を果たしていけるような体制にしたいと思っております。もちろんカーボンオフセットということで、温室効果ガスの削減に寄与するというところでございます。

燃料の持続可能性の確認について、私ども協会としましては、バイオマス発電とその関連産業の健全で安定した発展ということを目指しておりますので、燃料を含めた持続可能性の確認ということは非常に重要であるという認識を持っております。

そこで、私ども会員企業の持てる知識、経験を踏まえて発表させていただくことで、このワーキンググループでのご検討に貢献したいと考えております。きょう発表するまでに、主にバイオマス燃料商社を中心に、結構何度も議論を重ねてまいりました。何ができて何ができないのか、どこまでだったらぎりぎりできるのかということも議論を重ねてまいりました。その結果、持続

可能性の確認に関する協会の案というものを策定させていただきましたので、ご検討の一助としていただければ幸いです。

次の4ページ目に、持続可能性確認の協会案というのを書かせていただいております。

燃料の種類が多様化することは、エネルギーの安定供給、あと競争による低コスト化に資すると考えられておりますので、持続可能性の要件を満たす新規燃料については、幅広くF I Tの対象として認めていただくことを要望させていただきたいと思っております。

次に、主産物、副産物に分けて記載させていただいております。

主産物に関しましては、既にF I T制度で取り扱われています一般木材及びパームオイルと同様に、環境、社会、労働、食料の競合等の観点から、それぞれの燃料で何らかの持続可能性の確認を行っていくというところがございます。一方、副産物に関しましては、主産物に直接関与しない未利用のエネルギーを有効活用するものでして、この下に書いてあります考え方を軸に、事業者による自主的な持続可能性の確認を行うということをご提案させていただきたいと思っております。

具体的には、①から副産物の発生時点から発電燃料利用までの持続可能性の確認を行うということと、あと次に2番目ですが、確認方法次第では、その確立に時間がかかる可能性もございまして、特に既にF I Tの対象として認められていて、既に取引をされて燃料として使われております燃料、PKS、パームトランクに関しましては、猶予期間を設けて段階的に確認する体制を整えていく。これは次のページでご説明させていただきたいと思っております。新たな副産物に関しては、これも次のページの体制がその燃料の取引を行う時点までに整うことを前提に、新たにF I Tの対象として認めていただきたいと考えております。

この次のページですが、副産物の集荷、発生元の加工場まで確認する体制を段階的に整えていくというものでございます。

ステップ1の2019年、ことしから燃料商社によって現地集荷会社リストを作成して、ステップ2、2020年には燃料商社が現地集荷会社を通じて調達加工場、PKSでいきますとCPOミル、パームオイルの搾油所のリストを作成し、ステップ3、2021年以降は調達加工場の営業許可とか免許、あるいは現地政府による合法性の証明書が合法性の確認に有効だと認められる場合には当該資格を確認、あるいはそういったものがない場合には、不法行為がないことの宣誓書面を加工工場から入手するというをご提案させていただきたいと思っております。

最後に、次のページの参考資料なんですが、PKSがパームオイルにおいて、非常にパームの加工場において価値のあるものというような意見があるかと思ひまして、その付加価値というのを計算しました。重量ベースでは6%から10%なんですが、アブラヤシ1トン当たりから得られる経済価値としては、パームオイルは130ドルから240ドルぐらいなのに対して、せいぜい1ドル

から5ドル程度ということで、あくまで副産物、しかも付加価値のそんなに大きくない副産物であるということをご参考までに申し上げたいと思います。

以上でございます。

○高村座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして一般社団法人バイオマス発電協会の常務理事、池田力様から、5分ご報告をお願いできればと思います。

○バイオマス発電協会（池田）

本日よろしくお願いいいたします。バイオマス発電協会の池田でございます。

以下ご説明はかけさせていただきます。すみません、失礼いたします。

バイオマス発電協会のほうは、これまで主にパームオイルについて、液体燃料のバイオマス発電ということで、いろいろご報告をさせていただいているところでございます。パームオイルの発電というものの自体がFITの中でいきますと、本当に一般木質の中から分かれて出てきて、急に申請がふえたというところがございしますが、まだ非常に新しい発電の形式であるということでございまして、我々もまだ非常に小さな団体ではございますが、今回新規燃料につきまして、それとあとパームオイルにつきまして、既存発電事業者さんのほうから、確認事項ということで、前回のワーキンググループでもありました環境、社会・労働、食料競合、ガバナンス、こういったものをどう考えるかというところでお話を聞いてまいりまして、取りまとめさせていただいたというところでございます。

まず、一番最初に2ページ目のところで新規燃料、これは今要請されている主産物のものになるんですけども、こちらのほうでどのように持続可能性のほうを担保していくか、そういうふうに考えているかというところを掲載させていただいております。

こちらの団体さんのほうでは、現在ISEALという持続可能性基準のための世界的会員組織がございまして、この中にRSPOも含まれてはいるんですけども、その中でRSB認証というものを考えていらっしゃるのと、これによって持続可能性を担保していきたいというふうなところでございました。RSBの場合はバイオマス燃料全般に範囲が広がっておりまして、それと各個別的にはなるんですけども、具体的に監査のほうをしていただけたということでございました。

まず、1番目の環境、温室効果ガスについてどのように考えるかというところでございます。

ライフサイクルGHGの排出を大幅に削減すると、こういった気候変動の緩和に貢献するというのを目的にされていらっしゃるしまして、RSBでの認証のほうでは、土地利用変化などの要

素で、同じ作物であってもおのおの個別に値が違ってくるということですが、これを個別に排出量を計算して、絶対量をもとにして化石燃料と比較した形で、この燃料がGHGがどのようになっているのかということ判断して、温室効果ガスの排出を削減できるような形の燃料認証というのをされています。

2番目、移らせていただきます。

社会・労働の分野になるんですけども、こちらでも人権・労働、地域・社会等の発展、そういった部分については非常に詳細に記載されておりまして、基本的にはRSPOと同様の規制を求めているんですが、やや具体的かつ広範な事象を対象としていらっしやいます。その中で、雇用に関する契約の内容ですとか、労働時間、家族農場の労働、そういったこまごまとした部分になるんですけども、記載がされています。

RSBでは食料競合をどのように考えるかといった部分になるんですけども、燃料となる食料は食用作物の栽培を阻害する形となつてはいけないという大前提がございまして、食料需給バランスへの影響要因にならないということを確認した上で、この燃料をバイオマス燃料として認めるかどうかということがございます。国ごとに食料とすると作物というのも変わってまいりますし、何がこの国で必要とされていて、そうでないのか、バイオマス燃料として認めていいのか、そういったものを法律にのっとりた形で認証をしていくというところでございます。

また、食料安全保障といった面もありまして、その国が食料不足の影響を受けやすいというふうに判断された場合には、燃料の事業者さんのほうでは、自国の食料生産の改善ですとか食料支援等、そういった部分をきちんと計画づくりをして貢献するよというように記載されています。

4ページ目のところは、参考資料というふうな形になるんですけども、先ほどお伝えしたように、ISEALというくくりの中でRSPOとRSBは活動されておりまして、これをある団体が調査したところになるんですけども、RSPOとRSBでは、約57%が原則につきましてほぼ同等の内容であるという点と、22%が部分一致をしているということがございまして、RSPOというものを持続可能性の根拠とするのであれば、こちらのほうも根拠となり得るのではないかとということで、ご検討をお願いしたいというところで思います。

続きまして、パーム油のほうの発電事業者、こちらは既存発電事業者さんのほうで現在自主的認証ということもやっけていらっしやるんですけども、どのように持続可能性をお考えになりますかというところでございます。

まず、1番、温室効果ガスにつきまして、前回ワーキンググループでもありましたような示していただいたような間接的なGHGの排出についても考慮してまいりますと、ですがこちらも同

じ原料であっても、サプライチェーンの条件によってかなり数値が異なってくるということはおもて、発電事業者さんとしても、前回のデータ算定の根拠を参考にさせていただいて、おのおのでこういったものを算出していくということをおっしゃってありました。

2番目、社会・労働になるんですけれども、こちらにつきましては、東京オリンピックの2020年のパームオイルの調達コードにおいて、RSPO以外にMSPO、ISPOもその際に一つ検討に入れていただいているということがございまして、調達基準に関する労働基準、そういったものにつきまして、一定の要件を満たしているのではないかとということで、ぜひともMSPO、ISPOについても、認めていただけるようなご議論を進めていただければなというところでございます。

また、この自主的な認証というところにおきまして、サプライチェーンに何らかの疑義が生じた場合、専門の監査機関による監査を実施して、きちんと改善を図っていく次第ですということでございます。

3番目、食料競合についてなんですけれども、これは、既存発電事業者さんがこれまでにパームオイルを検討するに当たって、食料への競合という部分については検討を既にされていらっしゃるということで、食料、飼料価格の影響ですとか、それから農地開発、そういったところを考慮に入れていらっしゃるということでございます。

今、発電事業者さんが年間で使用されているパームオイルがこの3社では13万トン、年間でございます。世界のパーム油生産量5,000万トンに対してステアリンが1,000万トン、この1,000万トンに対する13万トンという割合ということから、現状彼らの枠の中ではそんなに影響しないのではないかとというようなご見解でございました。

それと、食料競合の中で、認定燃料の定期的な見直しといったことについては、ぜひこの妥当性というか、マクロに立った視点でご検討いただいて、それには従うということでございますが、発電事業自体が投資が非常に大きいということと、回収期間が長いということがございますので、基準の見直し、そういったところにつきましては、EUでも議論されているような移行期間をぜひ設けていただきたいなというところのご要望でございます。

4番目はガバナンスのところでございます。こちらは今ページの下のほうにありますURLのほうで、各発電事業者さんはトレーサビリティ、そういったものを含めて、今後随時更新していく予定でございますということで、現状の情報公開をそちらのほうでされていらっしゃる。

ヒアリングの内容につきましては、主に発表の内容につきましては以上になるんですけれども、以下8ページ以降の部分につきましては、発電事業者さんのほうから、RSPOのIP/SGの油が非常に安定的な確保が難しいというところがございまして、何ゆえに難しいかというところを

ぜひ今回改めて伝えさせてほしいということがございましたので、こちらの資料を掲載させていただいております。

また、13から15ページ、こちらにつきましては、今回ヒアリングをさせていただいた内容のもとになりました発電事業者さんからのコメントというものを誤りがないようにということで、正確を期すために原本のほうを記載させていただいているところでございます。

1 ページ目のタイトルのあるページで、一番下のところで、ステアリンのSG/I Pを入手することは困難である、事実上不可能というような表現もありますが、これは安定的に確保することが難しいというようなことでございまして、日々現在の規制に沿うような形で燃料の確保には努めているというところでございました。

発表のほうは以上でございます。ありがとうございました。

○高村座長

ありがとうございました。

それでは、ただいま2団体からプレゼンテーション、ご報告をいただきましたけれども、ここからはご意見、ご質問を委員あるいはオブザーバーからもしありましたらいただこうと思います。

ご質問、ご意見のある方はネームプレートを立てていただければと思います。議事録作成と、それからご存じのとおり放映をしておりますので、マイクで近く発言をしていただきたく、できましたら最初に発言者の名前をつけていただけるとありがたく思います。

では、相川委員、お願いいたします。

○相川委員

相川です。

ちょっと順番迷うところですが、まず初めに発電事業者協会さんに質問をさせていただきます。協会案をお示しいたしましたが、これに関して2点の質問です。

2点とも、副産物に関してということになりますけれども、副産物に関しましては2021年以降に合法証明等を取得していくというような表現になっているかというふうに思いますが、持続可能性という言葉とこの合法性という言葉、分けて使っていらっしゃるのか、もしそうであればそこを教えていただきたいと思います。特にパーム油全体の持続可能性が大きな問題になっておりますので、副産物ということを経験したときに、農園にさかのぼらないということが果たしてそれで適当なのかということについても見解をお聞かせいただければと思います。

あわせて、調達先がこの協会案によってクリアになるかというふうに思いますが、実際の量的な確認、いわゆる第三者認証でいうところのクレーム、証明をしっかり要求していくこと、確認していくということをどのように行っていくのか、恐らく今木質ペレットで行っていることと近

いというふうに思いますので、その違い等あれば教えていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○高村座長

ありがとうございます。

もうお一人、二人、ご質問いただいてからお答えいただこうと思います。芋生委員、お願いできますでしょうか。

○芋生委員

事業者協会さんと協会さんに両方1問ずつあるんですけども、両方あわせてということでもよろしいですか。

では、まず事業者協会さんのほうは、5ページに持続可能性の確認ということで、商社さんが主に行うというふうな記載になっているんですが、これを第三者が行う、あるいは商社さんが行ったものを第三者が確認するというふうなことは考えておられるのかどうかという質問です。

あとは協会さんのほうですが、GHG削減量は前回の会議でも話題になったんですけども、書かれているのは、GHG排出量の算定は可能であると、それから算定は必要であると、あるいは個別に算定する必要があるというふうに書かれております。もし算定した結果、ちょっと先走るんですが、化石燃料と比べてどの程度のGHG排出削減になればF I Tでサポートすべきとするに値するというふうに考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、一度ここでお返しいたしましょうか。

バイオマス発電事業者協会、それからバイオマス発電協会からお答えがありましたら、お願いいたします。

○バイオマス発電事業者協会（山本）

ご質問ありがとうございます。

まず、相川委員のほうからご質問いただきました、ここのステップ3のところでは合法性というところを書いてあるということと、まずは農園にさかのぼれるかということ、ここを記載したのは、2つ関連しているところではまさにございまして、協会の燃料調達、燃料商社とも農園までさかのぼれるのか、さかのぼれないのか、トレースできるのか、できないのかということ結構議論いたしました。こういうご指摘が当然あるだろうということも想定しておりましたので、ただ、CPOミルから見たら、せいぜい1%、2%、3%程度の付加価値しか生まないような副

産物であるがゆえに、そこの副産物が排出される加工場から以前の多岐にわたる農園までトレースして、そこは厳しく縛った上で副産物を出してこいというのは、さすがに言われても現実的にできないだろうと。

できないことをやりますというのもさすがにあれなので、ここのミルのところの免許とか、この合法性を確認する。加工場までですと合法性が確認できていれば、そこは持続可能性と同義ではないにしても、持続可能性の確認ができていないであろうかというところから、こういう提案を申し上げました。

次の質問で第三者性、これは芋生委員からも同じご質問だったんですけども、ここは協会の会員、ほぼほぼバイオマス業界全体をカバーできているかと思うんですが、そこは責任を持って、事業者による自主的な事業性の確認というところをしっかりとやっていくと、協会の会員でない人にもやってもらうというところを考えております。

ただ、事業者、自主的なところだけでは確認できないというところのご指摘がもしあるようでしたら、当協会のほうでその事業者の確認内容を確認して、協会としてもこれは問題ないということを確認させていただくというところは責任持ってやらせていただきたいというふうには考えております。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、池田様はいかがでしょう。

○バイオマス発電協会（池田）

先ほどの芋生先生からのお問い合わせにつきまして、GHGの削減量、どのくらいが妥当かという部分になるんですけども、まずパームオイルの発電事業者さんにつきましては、GHGについて、現状どうなっているのかというところの把握の中から考えてきたいというところの今は段階かというふうには思っております、これから議論を深めていきたいというところがあるのかなというふうに思っております。

それと、もう一つ新規燃料のほうで我々がご提案させていただきましたRSBの認証につきましてなんですが、こちらは化石燃料をベースとしまして、ベースの数値としまして90グラムというものがございまして、これの約半分、50%を基準としているというような記述がございました。それによって認証をするかしないかといったところの判断基準になっているということでございます。

以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。

もしまた追加のご質問がありましたらいただこうと思います。河野委員、その後、道田委員、お願いいたします。

○河野委員

ご説明どうもありがとうございました。

バイオマス発電事業者協会様に伺いたいことが1点、それからバイオマス発電協会様に伺いたいことが2点ございます。

事業者協会様には、まずご提案いただきました協会案なんですけれども、5ページの協会案、合法性を主に強調されております。これまでのご質問と重なったら大変申しわけないんですけれども、合法性を強調されていますが、合法性イコール持続可能性ではないというふうに理解しております。合法性は担保できるけれども、持続可能性、足りない部分に対してどういうアプローチを考えていらっしゃるか、それから段階的に整えていくというこのスケジュール感で、最終的に2021年をゴールとして考えていらっしゃる2年間で、どう説明責任を果たしていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それから、発電協会様に伺いたいことは、まずパームオイルに関して、RSPOと同等な規格基準として、認証基準としてRSBというご提案をされておりまして、この中でご説明いただいた食料競合、3ページに書いてくださっている、赤字で特筆してくださっているんですけれども、私自身は、ここに書かれている「現状は勿論、将来においても、食料需給バランスへの影響要因にはならない」という、この見解に対しては異論を持つところでございます。果たして本当に食料需給バランスへの影響がないのかということはどうやって納得させていただくのか、特にFITにかかってくるとなると、私たち国民の税金が使われるわけです。

そこで、普通の事業活動よりもはるかに精緻な説明責任がここに求められると思うんですけれども、そのあたり、改めてどう考えていらっしゃるのかを伺えればというふうに思っております。それが1点目です。

2点目は現行パームオイルにおいて、資料のスライドの5ページ目ですが、社会・労働に関しては、東京2020組織委員会の持続可能性に配慮した調達コードのパームオイルを推進するための調達基準において、ここに掲げられている3つの認証を受けたパームオイルに関しては、調達基準が要求する社会・労働基準を満たすとされていますと簡単にまとめられていますけれども、実際私はこの検討のワーキンググループに所属しておりまして、検討の過程を十分に存じております。

必ずしも無条件で満たすとされていたわけではなく、いろいろと条件つきでいいでしょうか、

今後に向けてのかなりの努力が求められるということを前提として、これがその基準の中に入ることによって将来に対する投資としたいというような視点でこの3つ、特に後段の2者に関しては基準に入ったというふうに理解しております。そのあたりに関しまして、今現在どんなふうな見解を持っていらっしゃるのか、RSPOと同等だというふうに認識されているのか、足りないというところがあれば、どのあたりが足りていないのかというあたりを教えてくださいたいと思います。

2点質問というふうに申し上げたんですけれども、追加でパーム油の既存発電事業者3者さんからのコメントとして、6ページに具体的に疑義が生じた場合、社会・労働側面については、専門の監査機関等による監査等を実施し、状況を確認するという必要性について述べられていますけれども、このあたりの例えばもし監査をしたら、どのような手段を考えていらっしゃるのか、今現在の状況を教えてくださいたいというふうに思います。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、道田委員、お願いいたします。

○道田委員

私からは、バイオマス発電事業者協会様に1問、それからバイオマス発電協会様に1問、ご質問させていただきます。

バイオマス発電事業者協会様にですけれども、先ほどの相川委員のご質問とそのお答えにも関係するのですが、輸入材のうちパームに関係する副産物に関しては、例えばRSPOは農園を認証するものであります。ですので、またそれとRSPOと同等な認証というものがもし今後認められることになれば、その農園からとれた副産物は持続可能性を満たすということが言えると思います。

なので、もしどの農園から調達した原料を使っているかということが開示できるのであれば、そこで持続可能性の一つのベンチマークがクリアできる可能性があるかなど。もちろん燃料商社さんとか、間に挟まっている方をどうするかということはあるんですけれども、今のご提案ですと合法性のところだけですけれども、少なくともその情報を少しずつ開示していただくということで、持続可能性にも対応できるのではないかというふうに思っているのです、そのご検討をされていることがあるかということをお伺いしたいということです。

それから、バイオマス発電協会様ですけれども、先ほど資料の8ページで、RSPOのSG/IPがなかなか調達が難しいというお話がありましたけれども、欧州ではバイオ燃料の第三者認証としてISCCという認証も多く、ISPOほどではないと思いますけれども、使われている

と思いますけれども、そちらの認証についてはご検討されているかということをお伺いしたいと思います。

○高村座長

ありがとうございます。

私からもご質問させていただければと思います。

重複をできるだけ避けたいと思いますけれども、まずバイオマス発電事業者協会さんに対してであります。これは先に既にご質問があった点ですが、もう一度趣旨を確認させていただければと思うのですが、ご提案をいただいている協会案であります。こちらですと合法性を確認すると受けとめるわけですが、そうしますと、この間合法性以外に幾つか持続可能性の論点として上がったところについては、どのように対応されるのかという点について、ご質問をさせていただければと思います。

それから、もう一点は、これは先ほどどなたかへのご質問のお答えとして、お答えをいただいたところかと思いますが、協会で責任を持って確認をいただくということは、ある意味大変ありがたいと思っておりますけれども、しかしながら全ての事業者が恐らく協会の会員になっていらっしゃるということもあると思いますし、どのように全体としてこうした燃料の持続可能性の確認をされるのかという点については、もう一度改めて確認といえましょうか、方法についてお尋ねをしたいと思っております。

それから、バイオマス発電協会さんのほうにですけれども、これも重なるところがございますが、1つは、私がきちんと理解をできていないのではないかと思いますがお尋ねするんですが、スライドの4の新規燃料のところであります。

河野委員がおっしゃった食料との関係は、私も同じ質問をしようと思いましたが、お答えいただければと思いますが、資料のスライドの4枚目のところで、RSBの利用ということをお示しいただいているんですが、RSPO相当ということでこの間議論をしまいましたが、RSPOとの違いというのを具体的に教えていただければと思います。具体的にどの基準がどうふうになっているのかという点です。

それから、もう一つ、3つのパームオイルを使っている事業者さんからいただいている参考資料に出てきている事業者さんのコメントでございます。スライドの13のところかと思えます。既存3社さんとも、社会的な燃料使用についての懸念も鑑みて、パーム油の使用量の拡大をしないで、現状規模を維持することを宣言するとしていただいているというのは、大変重要なメッセージだと思いますけれども、こちらのところで、当然パーム油を使った発電は、認定事業でございますので、3社さん以外の事業者さんが認定事業として行える可能性もあると思います。

したがいまして、全体として量がコントロールできるというのが持続可能性の観点から重要だというご指摘だと私は理解をしたわけですが、この点についてはどういうふうにお考えなのかということについてお尋ねをしたいと思います。

以上でございます。

私の質問まで3人から質問が出ましたけれども、それぞれ山本様、池田様からお願いできますでしょうか。

○バイオマス発電事業者協会（山本）

ありがとうございます。

それでは、河野委員と高村委員で同じ趣旨の合法性と持続可能性の件について、回答させていただきたいと思います。

もちろん合法性は持続可能性の一つの重要な要素ではあるんですけども、イコールではないというところでのご指摘だと思います。

私も、ステップ3で申し上げます調達加工場から以降の発電利用に使うまでの持続可能性の確認というところにおいて、調達加工場で出てきた副産物を集荷、輸送しまして、それを出荷して、日本に輸入して発電所で使うというところですので、その過程において、食料との競合であるとか、あるいは生態系を崩すようなところ、そういうステップがないということもございまして、まずは合法性をしっかりと確認するというのが持続可能性の中の重要な一つの要素である合法性というところをしっかりと確認していきたいというところの趣旨でございます。

河野委員から、ステップまで3年間かかるので、その間の説明責任はどうかというご質問に対してでございます。

これはあくまでも今後の新しい副産物に関しましては、新しい副産物に関しましては、新副産物会社に認定いただいたものは、初回の取引までにこの体制を整えるということをとるようにしたいとは思いますが、PKSに関しましては、既に現行の制度の中で認められて取引されて、発電燃料として使われているものでございますので、そこをとめると既に事業をされている事業者が立ち行かなくなってしまうということもございまして、取引を継続しながら、燃料商社から現地集荷リスト会社、集荷リスト会社から加工場とトレースして行って、しっかりと段階的に確認していきたい。その過程の中で問題ある事業者等が発見された場合は、もちろんそこの取引はしないというようなことを心がけていきたいというふうに考えております。

道田委員のほうからご質問いただきました、農園までさかのぼればRSPOで言っているようなところも確認できるのではないかとご質問なんですけれども、PKSで副産物であるがゆえに、副産物を集めるバイヤーがなかなかその先の農園までさかのぼることは現実的ではない。

現実的には、そう言われてもできないというのが私ども会員で結構議論したんですけども、そういった結果でございました。ですので、それを余り厳しく言われてしまうと、もうできないことをやれと言われているような状況になってしまうというのが業界の意見でございます。

最後、高村先生から言っていた、協会で確認を第三者がした場合に非会員はどうするかというご質問ですが、協会のほうで相当の業界のところはカバーできているかと思いますが、もしこのワーキンググループで私どもの協会で確認するということが決まりましたら、非会員の方の事業者による自主的な持続可能性の確認も、会員企業以外であっても、きちんと確認させていただくということはやらせていただきたいと思います。その過程で会員になっていただくように勧誘はすると思えますけれども、以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、池田様、お願いいたします。

○バイオマス発電協会（池田）

まず、河野様からいただきました食料需給バランスについて、どう納得できる説明があるかというところになるんですけども、こちらのほうはRSB等に問い合わせをした内容から、全てのことについてつまびらかではないものですから、一部になってしまうかもしれませんが、基本的には有効期限をつけて、この認証というのはまず確認をされていると、その中で有効期限ごとに認証を確認、継続するに当たって監査が出てまいりますので、その段階で先ほどちょっとお伝えさせていただいたような国の現状、法遵守といったところにRSBは重きを置いているようでございまして、その都度判断を更新していくということでございました。

それと、あと燃料の認証、食用とどういふふうに比較していくかという部分で、ちょっとつけ加えさせていただきます。

食料との競合というのは非常に難しい中で、幅広いご検討をいただきたいと。例えばキャノーラ油のヨウ素の含有量といった場合に、JAS規格では食用になっているけれども、食品業界では非食用というところもある中で、何らか基準が必要だなど、そういうことを考える中で、RSBさんのこういった考え方というのは、一つ大変役に立つんじゃないのかなというようなことをご提案の企業と議論してきたところでございます。

続きまして、もう一つ頂戴しましたパームオイルの社会・労働に関する部分ということで、ちょっとお話をさせていただきます。

○バイオマス発電協会（佐藤）

これは既存3社のほうからコメントをさせていただきましたので、お答えさせていただきます。

これはRSPOやMSPO、ISPOの認証を得たからといって、何かお墨つきを得たというだけで、皆さんに納得いただけるとは思っておりません。サプライチェーン認証や供給の過程において、いろいろな疑義が生じたときには、専門の第三者検証機関などをお願いして検証をしていただきたいと考えております。

○バイオマス発電協会（池田）

続きまして、道田様からのお問い合わせでございますが、ISCCなどを検討しているかというところでございますが、これはパームオイルにつきましては、既存RSPOというところを中心に考えてきている部分もありますので、そこにつきましては、よりよいバイオマス発電の持続可能性というところに資するというのであればご検討いただいて、こういうふうな認証を進めていこうと思うというような部分をいろいろ協議をさせていただけたらなというふうに考えているところでございます。

続きまして、高村様からお問い合わせいただきましたRSBとRSPOとの違いという部分になるんですけれども、私どもも現在これもRSBのほうに問い合わせをしている内容で全て確認できているわけではございませんが、RSPOの場合、規格は原則基準及び最小要件で構成されているということと、RSPOの規格の構造につきましては、原則基準、事前に定義された拘束力、指標、ガイダンス、そういったものが含まれているというところでございます。こちらにつきまして、RSBさんのほうでも調査機関といろいろ意見交換をしているところでございますし、またRSPOとRSB自体は全くずれているところはないものですから、補完し合う関係というのもあり得るのかなというふうには考えておりますが、違いにつきましては、今現在把握しているのはその点でございます。

以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。

少し時間はたっておりますけれども、大変貴重な機会だと思いますので、追加のご質問をいただこうと思います。相川委員、お願いいたします。

○相川委員

バイオマス発電協会さんに質問させていただきます。

昨年秋の調達価格算定委員会において、MSPOとISPOについて、RSPOと同等ということで主張されたということで、きょうの議論に至っているというふうに理解をしております。これについて既に類似の質問が出ていたと思いますので、改めて質問させていただきますが、オリンピック組織委員会の評価ということではなくて、協会さんのほうで、内容、それからその審

査の運営方法等々、具体的な項目にさかのぼったときに、同等と判断された根拠を教えてください。よろしくお願いいたします。

○バイオマス発電協会（池田）

すみません、全ての項目、そういったものについての比較というのはまだ行っていない状況でございまして、それで現在MSPOにつきましても、ISPOに同じく認証に向けて、例えばマレーシアであれば2019年末までに全土をカバーするような、カバー率はちょっと関係ないかもしれないんですけども、日本のFITの規格とどういうところが合ってくるのかということをご確認くださいかというふうには自分は認識しております、現段階でそれが同等であるというような部分というのは、先ほどのお話の中でも、そういう事業者がそう考えていると、オリンピック委員会のオリンピックの調達コード、そういったものを参考にしてということではございますが、MSPOとISPO、それと認証の規格になっておりますRSPOと現段階で全く同等であるという部分につきましては、これまでの実績の部分ですとか、そういった部分では違いがあるなというふうには把握をしております。

○高村座長

芋生委員、お願いいたします。

○芋生委員

先ほどお答えいただいた確認なんですけど、FITでサポートすべきGHG削減をどのように考えておられるかということで、RSBのベースラインを持ち出しておられまして、同等の化石燃料と比べて約半分というお答えをいただいたんですけど、それに満たない場合はFITに値しないというふうにお考えですか、例えば満たない事例が出てきたときには、既に申請してあるものでは取り下げる、あるいは新たな申請をしないというふうにお考えおられるのか。

○バイオマス発電協会（池田）

認定するしないの部分につきましては、協会団体として判断する部分ではないのかなというところもちょっとございまして、それで個別的に認証するに当たって、RSBの方針としまして、GHGをどう出さないか、例えば直接的土地利用の変化ですとか間接利用変化、そういったものについても配慮していくということがございまして、その中で燃料につきまして、基本的には廃棄物減量ですとか耕作放棄地の利用、それから現状農地で使っている部分に追加的に作物を植えるというような形で、一番大きな土地利用変化の部分については、起きないように配慮をしていくということでもございました。なので、こちらの見解のほうは今お伝えさせていただいたとおりなんですけれども、またこの辺につきまして、掘り下げた形で議論させていただければというふうにお考えしております。

以上でございます。

○高村座長

河野委員、お願いいたします。

○河野委員

先ほどお答えいただきました食料競合のところで再度ご質問したいと思います。

RSB基準では説明いただいたような見解であって、今後個別の検討を行うというお答えだったと思うんですけども、今現在において、グローバルで事業を展開する場合は、いわゆる持続可能性に配慮するということは必須の要件であるというふうに思っております。その際、これは日本のFIT制度にのっとった形での判断なんですけれども、世界の食料動向から考えると、気候変動ですとか政情不安ですとか、さまざまな不安定な環境変化を起し得る外部要因というのがある、食料需給バランスへの影響はないと言い切れないというふうに思っております。

FIT適用の範疇で考えればということでもありますけれども、世界的に原料調達を考えていらっしゃる発電協会さんですと、そのあたりに対する見解というのは持っていらっしゃいますでしょうか、いわゆる価値のトレードオフが起きたときに、果たしてこの論理で食料需給バランスに影響はないというふうに考えられるのかどうかということをお教えください。

○バイオマス発電協会（池田）

こちらにつきましては、RSBの基準でということに記載させていただいております。なので、要因にならないということは、確実にこれを言えるわけではございません。それで、そうならないような配慮をしていくといった表現のほうが正しいかもしれません。

以上でございます。

○高村座長

相川委員、お願いいたします。

○相川委員

最後に確認の質問をさせていただきます。また発電協会さんです。申しわけございません。

新規認定要請燃料についてですが、これらの要請をしているのはパーム油を取り扱う既存発電事業者3者も含まれているのでしょうか。つまりパーム油については、拡大しないというような意思表示がありましたが、ほかの植物油については拡大を検討しているという理解でよろしいのでしょうか、それともまた別の事業者さんがこの燃料を要請しているのか、教えていただければと思います。

○バイオマス発電協会（池田）

ありがとうございます。

まず、新規燃料を要請されていらっしゃる方とパームオイルの発電事業者さんとは全く別でございます。

それで、あくまでも持続可能性という担保できるものがあるのであれば、電源として可能性というものは検討していきたいということでございまして、もろもろ確認していく中で、FIT制度にきちんと寄り添えるような形の燃料ということで、認めていただけるもので発電をしていきたいというようなところでございます。

以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。大変活発なご質問とそれからご回答をいただきました。どうもありがとうございました。

この後、続きまして認証機関、それからマレーシア政府、インドネシア政府からのヒアリングを行います。

あいにく予定の時間より30分ぐらい既におくれておまして、申しわけありませんが、30分ぐらい終了時刻がおくれる可能性があることをお含みおきください。

それでは、説明者の皆様におかれましては、座席の移動をお願いできればと思います。

ありがとうございます。

それでは、続きまして認証機関、それからインドネシア政府、マレーシア政府からのヒアリングを進めてまいります。

まずは、Control Unionさんからヒアリングをお願いいたします。Control Unionの大村様、ご説明を、時間厳守、15分でお願いいたします。

○Control Union Japan (大村)

こんばんは、Control Union Japanの大村です。本日はこのような機会にお招きいただきまして、まことにありがとうございます。

今ご紹介いただきましたとおり、弊社は認証機関として活動しておりますが、もともとは船積み検査を中心とした会社として、本社はオランダにございます。今全世界で70カ国以上で拠点を構えて、認証事業と船積み検査の事業を中心に展開しております。

きょうのご準備させていただいた資料の情報提供は、今隣に座っておりますトーマス氏、彼は弊社のピーターソンコンサルタンシーというコンサルタント部門の代表を務めております。彼自身、まさにきょう議論している全く同様の内容をオランダ政府と一緒に、きょうご紹介させていただく各バイオマスプログラムの検証も行っておりますので、私というよりも彼のノウハウのほうがこの委員会にとって有意義な内容になるかと思っておりますけれども、きょうは彼の代理に私が日

本語でしゃべるといような形になるかと思しますので、よろしくお願いたします。

専門的な質問ですが、私が答えられる範囲では回答させていただきますけれども、彼に助言を求める場合もございますので、その辺はご理解いただければと思います。

では、早速本日ご紹介させていただきますバイオマス認証スキームのご紹介をさせていただきます。

まず、1ページ目のほうをごらんいただければと思います。

弊社は第三者認証機関として活動しておりますけれども、現在世界では100種類以上の認証スキームが展開しております。その中でも、グローバルサプライチェーンで使用される持続可能性認証基準というのは、少なくとも110あるというふうに言われております。その内訳としましては、51のバイオマス基準、33のバイオ燃料基準、57のパーム油基準、55のチョコレート基準、37の林業及び伐採基準、41の木製品基準、これは代表的な数になるかと思しますが、これだけの量が世界中で展開している認証プログラムとなります。

一般市民の約76%が製品の社会性、そして環境的主張を検証するには、第三者機関の認証が最適な方法であるということが言われております。なので、現在の世の中の流れを考えると、第三者機関による認証プログラムというのは、最終消費者にとってはとても意味のあるものだと弊社も感じております。

次のページのほうをごらんいただければと思います。

本日ご紹介させていただきます代表的なバイオマス関連認証スキーム、きょうは既に議論に出しておりますRSPO、そしてGGL、SBP、RSB、PEFC、FSC、ISCC、これらの代表的なスキームについて、簡単ですが、ご紹介させていただきたいと思します。

これ以外にも、各国で独自に展開している認証スキームというのは星の数ほどあるかと思しますが、これらのスキームをきょうご紹介させていただく主な理由としては、これらは国際的に流通しているバイオマスの基準の多くを担っているということで、この基準を中心にきょうご紹介させていただきたいと思っております。

では、次のページのほうをお願いたします。

RSPOについて、ご紹介も必要ないかと思しますが、こちらのほうはGHGの算定と削減、そして考慮に入れることができる。通常バイオ燃料向けの認証プログラムというふうになっております。ご存じのとおり、現在は認証範囲、パーム油のみとなっております。こちらのほうは2004年ごろに認証プログラムとして展開が始まりましたけれども、その当時ユニリーバさんと弊社のほうで、このRSPOのたたき台となる基準のほうを開発してきたという歴史がございます。

続きまして、きょう既にご紹介いただいておりますRSB、こちらの認証プログラムは、バイオベース飼料、バイオマス派生材、あらゆる先進燃料の製造及びサプライチェーン全体、新技術をカバーする認証というふうにご紹介させていただきます。GHGの算定、削減、考慮を入れる、そういう部分につきまして、先ほどもお話がありましたとおり、50%から60%の削減を目指している。非常に包括的であるため、準拠がとても難しいというふうに言われております。現在ヨーロッパ中心、そしてアジアでは広く取り上げられていないという現状でございます。主に航空、海事分野で多く利用されているというふう聞いております。

続きまして、PEFC、FSC、こちらについても、皆さん既によくご存じかと思っておりますので、改めてご紹介する必要もないかと思っておりますけれども、森林認証及び木材製品の責任ある持続可能な方法で管理されていることを保証する認証というふうに言われております。

今、全世界で森林面積の約10%がFSCとPEFCで認証されているというふうに言われておりますが、実際に需要に追いついていないというふうに報告を受けております。このPEFC、FSCは今現在日本のFIT制度の中で、木質バイオマスについては、こちらの2つの認証基準が使用されているかと思っておりますけれども、後ほどこの認証プログラムとあわせて、他のバイオマス認証も含めてご紹介させていただきたい視点がありますので、改めてご紹介させていただきます。

先ほども少しお話が出ておりましたISCC、こちらのプログラムにつきましては、先ほどお話に出ていたとおり、とても追跡可能かつ森林破壊のないサプライチェーンのための持続可能なソリューションを提供する認証というふうに言われております。一般的にはバイオ燃料に使用されておまして、既にバイオマス燃料については、経済産業省のほうで承認されているプログラムでもございます。

ISCCには2つの基準がございます、ISCCEUとISCCプラスという2つの基準があります。ISCCEUにつきましてはGHGの算定が必要というふうに、要求事項に入っておりますが、ISCCプラス、これはヨーロッパ連合以外の地域ですけれども、こちらの基準については、GHGの算定が必要とされていません。そして、こちらのISCCがとても発展している基準の理由としては、さまざまな認証スキームを承認している、取り入れているという特徴がございます。

続きまして、次のページのほうをごらんいただければと思います。

まず、弊社のほうではバイオマス関連事業は20年以上携わっておりまして、これまでさまざまな国々がバイオマス燃料の導入についての問題点ということについて、弊社のほうでも見てきました。バイオマス関連認証における世界共通の課題というものが見えてきております。

その一つとしては、さまざまな認証スキームがございます。先ほどもちよっとご紹介させていただいたように、たくさんスキームがあるので、このスキームのどれを取得することが必要なのかというのは明確ではない。そして、国々によって要求事項が異なるため、複数の認証スキームを取得する必要がある。そうしますと、運用面、費用面でも負担がかかるという現状があります。

というのは、A国ではF S Cを認めていて、B国ではP E F Cを認めている。その場合、A国とB国に供給しているサプライヤーさんはP E F CとF S C両方を取得しなければいけない。こういう部分で燃料コストも上がってしまうという状況があるかと思います。また、全体のサプライチェーンにおけるGHGの削減効果が明確ではないという問題点があるかと思います。

これらはほんの一部の課題かと思いますが、そのほかにもたくさんあるかと思います。これらの共通の課題を解決するためと言ってはちょっと大げさかもしれませんが、次のページをごらんいただければと思います。

バイオマスに特化したスキームというのが実際にご覧いただけます。こちらがG G L (Green Gold Label) とS B P (Sustainable Biomass Program) 、この2つの基準がバイオマスに特化したスキームとして、今現在アメリカ、ヨーロッパのほうで主に運用されております。

G G Lにつきましては、持続可能なバイオエネルギーの製造、加工、輸送、最終利用までを網羅して、独自の追跡、記録を担保する認証として普及しております。こちらのプログラムは2002年に発足しております、バイオマススキームとしては最も歴史の長いスキームの一つとしております。

こちらのG G Lの主な目的としては、オランダ政府によるご存じのS D E +の要求事項に準拠するということが一番の目的としております。サプライチェーンの過程により基準が幾つかございまして、こちらに例として挙げておりますG G L 1、これはC o Cと加工、G G L 2、農業関連の残渣を取り上げております。G G L 5、こちらが森林認証、そしてG G L 6が電力会社さんに向けた基準があります。なので、サプライチェーンの異なる事業者でも、こちらの認証を取得することが可能ということが一つの特徴と言えるかと思います。

次のページをごらんいただければと思います。

木質バイオマス及び農業残渣の認証が可能、こちらがG G Lのとても特徴的な部分かと思えます。木質バイオマスのみならず農業残渣、例えばきょうちよっと議論に出ておりましたP K S等もこちらの認証範囲に含めることができます。マスバランスのシステムに基づくトレーサビリティも確保しておりますし、大幅なGHGの削減を確保する。そして、原料の持続可能性を確保する。食品との競合を防ぐための要求事項からも構成されていますし、固形バイオマスのみならず液体

バイオマスもカバーしていると、これらがGGLの特徴と言えるかと思います。

続きまして、SBP、Sustainable Biomass Program、こちらは2013年にInitiative of Wood Pellet Buyersという団体から持続可能基準に含んだバイオマス、取引基準の算定を引き継ぎ、2015年にSBPのフレームワークバージョン1を発表しました。認証取得企業が製造、取引、使用する木質バイオマスが持続可能に管理されている森林に由来することを証明していると。

2019年、現在オランダのSDE+バイオマス分類の1から5の要求事項を満たしているとともに、イギリスの基準のほうにも準拠しております。その部分をちょっと記載できなかったのも、こちらのほうは口頭で説明させていただきたいと思います。

そして、SBPは主にイギリス向けに今活用しているプログラムでありまして、ご存じのとおり、イギリスのドラックス、こちらの産業用の大規模エネルギーの生産に利用されている木質バイオマスの認証ということになります。森林の維持、あるいは増加、また生物多様性の保全、高い保護価値の森林保護等、取り組む38の持続可能なインジケータを独自に開発しておりますし、製造業者から最終消費者までのカーボンデータを提供している。FSC、PEFC、SFI、こちらはいずれかのCOCの認証を並行して取得する必要があるという要求事項がございます。

この2つの今ご紹介させていただきましたSBP、GGLですけれども、こちらはバイオマスに特化したプログラムというふうに何度も説明させていただきましたけれども、こちらのとてもユニークな部分、この2つの認証プログラムがほかの既存のバイオマス関連プログラムと異なり、特徴的な部分というのがトレーサビリティ証明、SBPではData Transfer System、GGLではTransaction Certificateというふうに記載しております。これは何かというと、1取引ごと、所有者が変わるごとに第三者認証機関によって、その取引が確実に合法であり認証されている製品であるかどうかというのを必ず検証するんですね。

今日本で多くFITが採用されているSFC、PEFCというのは、年に1回以上の年次監査を第三者機関が行っている。年に1回以上ということは、場合によっては取引が既に終わって1年近くたっているものももし仮に不適合が発見されて、実際に取引されたものがFITの要求事項に準拠していないということが発見された場合も、11カ月、12カ月近くたってしまう。そのころには取引されたバイオマスというのは、既に発電所のほうに投入されて発電しているという、こういう問題が起こりかねないということですね。

そういう問題をクリアするために、このトレーサビリティ証明、SBP、GGLも取引証明書というのを基準の中の要求事項にしています。ここは本当にバイオマス認証の認証プログラムの特徴と言えるかと思います。この部分をぜひご配慮いただければなというふうに思っております。

最終ページになりますけれども、こちらはバイオマス関連認証スキームの比較ということで、

きょうご案内させていただいた各認証プログラムの要点を○×△で示したものです。

正直申し上げまして、各プログラム、とても複雑でして、投入される原料についてもいろんな定義が各基準によって異なる場合もございますので、これを見て、これならオーケーだというふうに解釈していただいても、ちょっと問題が生じる場合もありますので、これは参考資料として捉えていただいて、詳細につきましては、弊社もしくは各基準団体のほうにお問い合わせいただいで、確実に確認していただければと思います。

以上で弊社の説明を終わらせていただきます。きょうはありがとうございます。

○高村座長

ありがとうございました。

それでは、続きましてインドネシア政府から、アジス・ヒダヤット様からご説明をいただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○通訳（インドネシア）

アジス・ヒダヤットは私の右のほうに今おりますけれども、私は通訳兼インドネシア政府代行ということで、日本語で述べさせていただきたいと思います。

まず、お礼をアジスのほうから申し上げたいということで、本日こういった機会を与えていただけたことを大変感謝しております。そして、今回はインドネシア大使館から農業部長及び商務部長も一緒に来ております。皆さんがISPOということについて、これから私のほうから説明して、納得していただければという期待をしております。

残念ながら、本日は農園総局長が来日できなくて、大変申しわけなく思います。かわりに私のほうでこれから説明したいと思います。

インドネシア関係の資料が実は2つございますけれども、1つ目は資料4で、持続可能なインドネシア産パーム油及び資料4の2、ISPOの確認ということでございます。

まず、インドネシアのサステイナブルパームオイル、またはISPO、インドネシア語で言えばスポというネーミングなんですけれども、このISPOについてまず説明したいと思います。

皆様の資料のほうに、2ページのほうにございますけれども、ISPOの目的が2つございます。

1つ目はインドネシアの既存の法規制に準拠する農園事業を行う義務ということで、つまりインドネシアにおけるパームオイル事業は、全てISPOのほうに認証しないといけないということです。

2つ目は、国際市場が要求している持続可能な生産の実施を保護及び促進する義務でございます。ですから、今まで国際市場に要求した認証などがなるべくインドネシアのほうで持続可能な、

そういった生産を持っていきたいという目的です。

4ページのほうにごらんいただきたいんですけども、ISPOの持続可能な原則は、実は7つございます。全部述べておりませんが、農園事業の合法性が1番で、2番は農園の管理、3番目は森林及び泥炭地のエリアの保護など、この7つがございまして、最後の7つ目は持続可能なビジネスの改善というふうになっています。

次に、6ページのほうに見ていただきたいんですけども、ISPOの認証システムが基本的に国家認定委員会のほうで認定して、そして及びISPOの委員会のほうに承認を受けないといけないということですね。

または第三者機関、この第三者機関については、次の7ページのほうにありますけれども、基本的に現在のところは15社が認証機関として認められて、このISPOの認証システムというのはISOに準拠するというので、6ページのほうに明記されています。ISPOの認証機関が現段階では15機関ということで、7ページのほうにありますけれども、ほかのヨーロッパの国々との会社が半分ぐらいございます。そのリストがそこに載っております。

そして、ISPOの導入というのは2011年から導入されて、現段階では申請の数は628、そしてその中で現段階では583、既に処理中、または処理したということですね。その628から、2019年、今月までは500件、一応認証済みになっています。農園の面積としては、現段階では認証済みの割合はほぼ30%でございます。インドネシアの農園の総面積は1,430万ヘクタールになっています。

9ページのほうに、ちょっと見ていただきたいんですけども、ISPOの国際パートナーシップはUNDP、ISCC、先ほどいろいろと同じ認証機関がありますけれども、そういった共同事業も行われているということですから、基本的にインドネシアのISPOも国際的に準拠するという意味合いがあるかと思えます。

そして、15ページのほうにインドネシアのパームオイルの生産量が年々増加しているということで、これは農園の面積が広がるという意味ではなくて、特に2018年の段階で新しい農園の申請が一応できない。モラトリアム3年間という期間が入っているということなので、ですからいかにこの生産量を効率的にもうちょっとふやすという方向で、ISPOのほうでこういったことも支援する。データとしては、年々増加するというのは、ISPOのそういった努力もあるかなというふうに思っています。

次の資料のほうをごらんいただきたいんですけども、ISPOの確認という日本語の資料でございますが、もともとこれは英語で書かれているもので、通訳のためだけでたたき台をつくったんですけども、皆様のほうに配付していつってしまったんですけども、幾つかの日本語の間

題があるかとは思いますが、私のほうから、まずこのI S P Oの5つの点についての回答としてこれから述べたいと思います。

1番目は環境についてです。

温室効果ガス排出量については、I S P Oの原則としては基準4.10というのがございますけれども、まさにGHGの削減のそういった項目が入っています。ですから、GHGの計画及び基準実現、それを各事業者に命じるということになります。

そして、そのGHGの基準を文書化にして、それを実現に向けての計画もつくりたいといけないというのがI S P Oの基準のほうに入っています。

3番は、土地保全ステップの文書も確認しないといけませんね。

実は4番なんですけれども、ほかに例えば泥炭地の水管理だとか肥料の管理、POMEからのメタンガスの測定なども、実はI S P Oの基準で基づかないといけないという基準もございます。

次のページのほうに、ちょっとページ数が書いていないですけれども、次のページを見ていただきたいんですけども、5番、化石にかわるバイオマスとしての固形廃棄物の利用も一応5番目に入っています。

6番、再生可能なエネルギーとしてのC P OのGHG計算は、実はこれはE Uの再生可能なエネルギーの附属書5番に従うものであります。

法令関係はそこに明記されていますけれども、その次は泥炭地開発の回避、これは基準は2.2.1.4のほうに入っておりますので、実はインドネシアからI S P Oの基準はこのように英語でも一応書いてありますので、必要であればインドネシア政府からこういったデータも提供できます。

PEATLANDの問題もガイドラインのほうに書いてありますけれども、例えば具体的にそこに書いてある1番、泥炭地に植えるためにS O P基準、作業指示書の計画を実現しないといけないなどがございます。例えば、PEATLANDでは、地下水の保全の意味合いで、排出は地下水の高さは60から80センチ以上残さないといけないなどの基準も細かく書いてあります。

次のページのほうに移りたいんですけども、原生林とPEATLANDの利用に対する保護もI S P Oのガイドラインのほうにも書いてありますけれども、例えば3番のほうに書いてありますように、保全林、保護林、生産林の区域における原生林及び泥炭地の指標地図に従ったことで、これももしこういったところで農園が申請する場合は、これは無許可ということになります。こういった基準も実は設けてあります。

2番、社会と労働について、インドネシアでは、農園の事業というのは、そこにも書いてあるように、使用权が政府から与えられるということで、その使用权が一応1回目は35年、そして2回目は最大プラス25年延長できるということになります。これも法律のほうでも明記されていま

すので、そういった土地の権利というのは明確ということです。もちろんプラス及び小規模の農園に関しては、土地の法律もまた別にありますけれども、それも明記されています。

次のページのほうに、ちょっと見ていただきたいんですけども、今度は労働条件、もちろん I S P O のほうで、例えば賃金は最低賃金以上の給料を払わないといけないということも明記してありますし、社会保険のほうに義務づけられているということもあります。もちろん児童労働などは禁止というのが明確に書いてあります。

3番、食料と燃料の衝突の回避ということで、基本的に各プランテーション会社のほうで毎年パフォーマンスを向上させないといけないという義務があります。それは技術的、経済的、社会的、環境的という開発計画を準備しないといけないということで、ですからこの業績改善、評価結果を毎年評価するということです。

そして、新しく研究で生み出された新技術の適用も一応推進するということになります。

3番目は、内外監査の法人のほうから調査結果があり、そのフォローアップを引き続きしないといけないということもレビューする、そういった仕事もあります。

ということで、今まで I S P O で承認された数は502ということなんですけれども、そのうち493はパームオイル会社、そして9つは協同組合というふうにそこに書いてあります。

次のページを見ていただきたいんですけども、インドネシアの食料と燃料の関係で、どんな割合となるかというのを簡単に書いてあります。

例えば、2018年の輸出は、これは C P O と P K O はこのぐらいの数字ということなんですけれども、2018年には実は昨年は1,100万トンが今はまだ在庫が残っているということなので、インドネシアではパームオイルが実は食料にもなりますけれども、このぐらいまだ余っているという意味で、燃料にも使われているという可能性がそれは出てくるかなというふうに思います。

そして、2番のほうに、各会社のほうに、これは食料か燃料に割り当てるのが各事業者のこれを計画に書いてありますので、それは明確にして、食料と燃料の衝突はないというふうに考えております。

次はガバナンスの関係なんですけれども、ガバナンスについては、基本的に2011年の農業省の規定で定めた I S P O なんですけれども、これはほかの法令関係、規則はそこに書いてありますけれども、ですからその意味では、I S P O は基本的にインドネシア政府から唯一認められたパームオイルの認証機関というふうに考えていただきたいということです。その詳細の法令関係は、そこにタイトルにも書いてありますので、またごらんいただきたいということです。

ですから、I S P O としては、今後のパームオイルの商品が持続可能になるようなことで、I S P O の認定を受ければ自動的に先ほど7つの基準に満たされるということで、これはインドネ

シア側からだ持続可能というふうになさされています。

最後の英語になっていますけれども、インドネシア政府としては、日本政府のほうにぜひともISPO事業のほうにご協力のほどをお願いしたいと思います。特にインドネシアでのパームオイル事業、日本への燃料輸出の可能性などにも日本からの技術の協力などを期待して、できればISPOと日本側の協力者が新しく、ある意味では基準を一緒に決めたいというふうに思います。

ISPO自身は、今月はこういった協力のもとで、EUから9カ国、ISPOと一緒に農園のほうに視察して、そして基準等の話し合いも既にEUと今月からスタートしましたので、その意味では、日本側からのご協力もというふうに期待したいと思います。

私の説明は以上です。ありがとうございます。

○高村座長

どうもありがとうございました。

それでは、マレーシアのパームオイル庁技術顧問室長のニック・アズニサン・ニック・イブラヒムさんよりご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○マレーシアパームオイル庁（ニック・アズニサン・ニック・イブラヒム）

本日、マレーシア代表団を代表いたしまして、ワーキンググループの皆様に対して、マレーシアで今どういうサステナビリティの観点で議論をしているか並びに予定をしているかということの説明させていただきます。

まず、早速2ページ目をめくっていただけてなんですが、概要をまとめさせていただいております。

本日私のほうからお話するのは、現在のMSPOの認証制度の説明について並びにガバナンスについても説明いたします。それを受けて、環境へのコミットメント、そして社会的、労働的課題への取り組みを紹介させていただきまして、最後に食料と燃料についても触れたいと思います。

早速MSPOの現在の認証制度についてです。

次が4ページでありますけれども、まず認証の手順ということで、MSPOといたしましては、我が国のサステナビリティの基準をつかさどっているところでございますので、アブラヤシの許可におきましても、認証をこのような形で手続を踏んでおります。

まず、最初に認証機関に申請をいただきまして、その後、第一審査、第二審査と続きます。その後、第二審査の後にですけれども、査読を挟んで最終審査報告書が提出されます。それを受けて、認証委員会において判断がなされた上でMSPOの認証授与という運びになります。

もう一つ認証制度にはございます。サプライチェーンに向けた、いわゆる業界内における下流

工程のための認証手順でございますけれども、こちらのほうもCBと申しますか、認証機関のほうに提出いただきまして、そこで主審査が行われます。それを受けて最終審査報告書がつけられ、認証委員会に提出がされ、委員会の判断によって授与の可否が判断されます。

次が6ページでございますけれども、小規模農園に対するMSPOの現在における認証状況でございます。

まず、小規模農園でございますけれども、小規模なものは地域ごとに集約をした形での認証手続となります。現在申請されている総数でございますけれども、合計で220万ヘクタールが申請されております。そのうちことし3月までに95万ヘクタール、翌月4月までに107万ヘクタールが認証されました。

お手元の7ページは飛ばさせていただきます。

スライド7ページ、お手元ですと8ページに当たるかと思うんですけれども、こちらのほうは2019年4月30日までにMSPOが認証した累積面積でございます。153万ヘクタールに上っております、これは我が国のプランテーション全体の43%に相当いたします。現在も審査は鋭意進行中ございまして、約4割が認証済みということになっております。一方、サプライチェーンの認証に関しましては、まだ始まったばかりでありますが、順次進めております。

2つ目の主題といたしまして、ガバナンスについてであります。

10ページに当たりますけれども、こちらは我が国の首相が公式発言におきまして、MSPOは必須であり、アブラヤシ耕作地は国家サステナブル戦略の要件を全て満たさなければならないというふうに述べております。

そして、11ページでありますけれども、マレーシアの認証につきましては、必ず科学技術革新局というところを通す。彼らが管轄している領域になります。また、外部認証機関が審査をとり行う場合には、必ずISO17021か同等のものの取得というものが義務づけられております。

そして、12ページでありますけれども、こちらのほうには我が国のアブラヤシ業界がいかに厳しく統制をされているかというところございまして、現在60を超える法規制で管轄をしております。例えばでありますけれども、1960年の土地取得法、65年の国家土地所有法、60年制定、89年修正の環境土地保全法、74年の品質法、88年、農薬規約、77年の労働安全法、2017年、労働法など、ちなみマレーシアの国内法は英国の法体系の流れをくんでおりますので、体系化された厳格な法規制を設けております。

申し上げたとおり、英国の体系法の流れをくんでいるため、我が国の法規制は環境並びにアブラヤシ業界の雇用をこの法規制をもって保全しております。

また、次、13ページでございますけれども、MSOBの機能を説明しております。

我々アブラヤシ業界における植樹、供給、販売、調達、商流、移動、保管、輸出入並びに製品や果実の精製の方法において、規制を担当している組織でございます。法律によりライセンス施行局が条例コンプライアンスを確認し、また規制の目的から逸脱がないかを確認しております。そして、MPOBが管轄をしているライセンス分野でありますけれども、25業界にわたっておりまして、我が国における健全な業界規制を促進しております。

次が環境へのコミットメントについてお話しします。

そして、15ページでございますけれども、マレーシアの森林並びに非森林エリアを13年から17年のトレンドで示しております。マレーシアにおいては、森林面積は実は増加の傾向にございます。大いに政府の介入と保全努力の結果でありまして、マレーシア政府は最低50%の国土を森林にすると宣言をしております。

ちなみに、2017年現在の最新統計では、55.6%が森林であると報告されております。

そして、16ページでありますけれども、ここで説明させていただいているのがマレーシアの国土についてです。3,300万ヘクタールが全体の国土の面積でありまして、そのうちの55%が現在森林であります。これは森林総面積といたしましては世界第4位に相当いたします。気候の安定化、水や大地、植物、動物などにとって森林は貴重な環境資源と考えておりますので、これの保全に努めております。

次が17ページでありますけれども、こちらはマレーシア議会在2019年3月22日に承認をいたしましたアブラヤシの持続可能性に関する重大方針についてでありまして、ご紹介させていただきます。

合計で4つ項目がございます、まず1つ目が左上にございますアブラヤシの耕作面積の上限を650万ヘクタールにとどめるという決断でございます。

2つ目がその下でありまして、泥炭地におけるアブラヤシ植樹の禁止と既存耕地の規制強化であります。

右上の3番目が保護区におけるアブラヤシの栽培の禁止を決めました。

そして、最後に右下でありますけれども、アブラヤシ農園の農園マップをつくり、一般公開するというものでございます。

次がページ18でありますけれども、まずマレーシアは気候変動との戦いを非常に深刻に捉えております。

パリ合意を受けまして、我が国ではNDCを高く設定することにいたしまして、排出係数を2030年までに2005年比でGDPの45%に抑えるという国内目標を掲げております。現在、2030年のNDC達成に向けて順調に進捗しておりまして、例えばでございますけれども、2014年のCO

ネット削減量は対フランス、対ドイツと比較いたしましても、それぞれ1.7倍、3.5倍という高係数を出すことができました。

また、ほかにもマレーシアでは1992年のリオアースサミットを受けまして、最低でも50%の国土を森林とするという決意を掲げました。その後、2009年、コペンハーゲンのCOP15、2017年のパリ会議などでも、その決意を呼応させております。その中で、2017年現在では55.6%に森林面積が達しましたことを誇りに思っております、国内の豊富なバイオダイバーシティを今後とも保護、保全してまいります。

また、マレーシアは2030年に向けたSDGsの重要性も非常に認識しております、それに呼応させた形で国内ターゲットを設定し、並びに国内ロードマップ自体も2030年に向けて既に製作しており、方針や施策などにて対応しております。

次は19ページでありますけれども、国内で行われている2つの施策を紹介させていただいております。

CSFと呼ばれているものですが、マレーシア半島の530万ヘクタールを対象としているものがあります。

もう一つがハート・オブ・ボルネオと呼ばれているもので、ブルネイ、インドネシアとの3カ国協定のもと、2,000万ヘクタールを対象にしております。これをもってして、気候変動に対する世界の強靱性を強化してまいりたいと思います。

ほかにも、サバ州では何百万規模の植樹を向こう10年で計画しております、そしてこちらの事業自体は国内業界が中心となって活動しております。

このように、業界も野生保護にはマレーシアでは積極的でありまして、NPO、WCFなどの活動を通じて、ボルネオ島の象の保護区の設定であったり、サバ州の野生調査委員等によるオンウータン調査活動などにも資金提供を行っております。

20ページでありますけれども、植樹活動は、緑の景観を保全しながら自然との調和を未来世代へと維持しているということで、マレーシア政府としての宣言しているものであります。2010年の4月22日のアースデーから始まった企画でありまして、既に13年の12月現在で5,310万本の植樹をしております。また、マレーシア半島森林局も積極的に活動を行っており、2005年よりマングローブの植樹を開始して、既に240万本の植樹をしております。

また、1980年の国家林業法によりまして、永久保存林が全国各所に定められました。2006年から10年の間に、ただ違法伐採が65件摘発されております。その後、1993年に改正されまして、違反行為防止のために法整備が強化されております。警察や軍部に関する関連法も修正がありました。

22ページであります。HUTANというNGOがサバ州野生局と共同して行ったプロジェクトでございます。こちらの調査によりますと、オランウータンへの迫害というものは保全区域外で横行されているという発表になっておりまして、2004年現在で保全区域に生息していたのはわずか4割にすぎませんでした。ただ、2016年には85%までに回復しております。

23ページ、NGOとの活動もやっておるといふ説明でありまして、MNSやソリダリダード・ネットワーク、TRCRCなどと活動しております。

こちらのほうですけれども、23ページですが、マレーシアの認証の資金援助についてです。小規模農家に対しては100%、小規模農園に70%、大規模農園には30%の資金援助をしております。

あと社会的・労働的問題に関してです。

26ページでありますけれども、ILOとの議論があったということのご紹介でありまして、外国人の労働者のパスポートを雇用者が保管するということに関してのILOが立ち入った調査がありました。こちらにILOの発表した4件の内容をまとめさせていただいておりますので、ごらんください。

あと27ページでありますけれども、政府として今取り組んでいるものでございます。特に小規模農家に対する援助というものが貧困撲滅には重要であると思っておりますので、FELDAやFELCRAなどの組織を通じて、非常に強化をしている分野であります。

そして、コロンビア大学のジェフリー・サッチ経済学教授もマレーシアの取り組みには評価をしており、FELDAの活動がいかにかに小規模農家に対して貢献をしているかというような認識もいただいております。

そして、先ほど見ましたとおり、670万ヘクタールまでに2030年度にはとどめるというようなことをいたしました。今現在既に200万トンの需給バランスの確保をとれております。この200部分自体が食料に行くということで、現在はこのバランスが非常に確保されている状況であります。

最後にありますけれども、MSPOの認証制度自体は義務となっております。アブラヤシという農作物が持続可能であるための特有の問題に対応している機関でございます。国連グローバルコンパクトのFAB原則を反映しているものでもございます。2019年末までには、国内アブラヤシ農園が持続可能と認定される見込みとなっております。MSPOの必要条件は、著名な研究所による研究結果によって裏づけられているものであり、持続可能性を科学的アプローチで目指したものであります。ステークホルダーや議会、NGOなどとも連携し、サステナビリティの政策立案と実行可能性を保障いたします。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、今お話を伺いましたControl Union、それからインドネシア政府、マレーシア政府のみなさまからのプレゼンテーションについて、委員からご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

ありがとうございます。時間の関係もありますので、まとめて回答をお願いしようと思えます。

では、相川委員からお願いしてもよろしいでしょうか。

○相川委員

そうしたら、私のほうも、まとめて質問をさせていただきます。

まず、Control Unionさんに関しましてのご発表につきまして質問させていただきます。

ご説明の中で、FSC、PEFCといったこれまでの木質バイオマス、もしくは固体バイオマスの認証スキームに対して、GGL、SBPというバイオマスに特化した認証スキームのご紹介があり、その優位性として、最後のページのところに一覧表をつけていただいています。

参考にということではあったとは思いますが、一つ重要だと思われたのが商取引の証明というものがGGL、SBPでは既に認証の中に内包されているという長所があるというふうに理解いたしました。他方、FSC、それからPEFCに関しましては、この点において、燃料のような利用を想定していなかったということだというふうに思いますが、ややリスクな認証スキームになっているというような理解をいたしました。

その上で、現状日本ではFSC、PEFCが既に認められている、ある種デファクトスタンダードになっているという実態も踏まえますと、こういったFSC、PEFCを使っておられる発電事業者さんなどに対しては、どのような政府としての対応、ないしは事業者さんに対するサジェスションというのがあるのか、ご意見いただければと思えます。

それから、ISPO、MSPOに関しましては、まずもって両国におけますパーム油産業の持続可能性確保の取り組みに敬意を表したいと思えます。

その上で、日本のFIT制度との適合性という点で同じ質問をさせていただきますが、一つは日本で議論になっているPKSであるとか、EFBといったような油以外の副産物への適用可能性ということです。それからもう一点はサプライチェーン認証に係る部分でして、これはControl Unionさんに対してした質問と関係すると思えますが、日本のFIT制度においては発電量に対して賦課金が払われる、つまり消費した燃料に対して賦課金が支払われるというふうに申し上げても事実上間違いないというふうに思えます。したがって、量の確認というものは決定的に重要でして、そういったものがそれぞれのスキームの中でどのように担保し得るのかといったよう

なこと、もし今後の見通しということであればそれで構いませんので、お聞かせいただければと思います。

よろしく申し上げます。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、芋生委員、お願いいたします。

○芋生委員

インドネシア商務省の方とマレーシアパームオイル庁の方に同じ質問を伺いたいと思います。

1点目は、RSPOという既に認証制度がありながら、どうして自国の独自の制度をつくる必要があったのかというのが1つ目の質問です。

2番目の質問は、両者とも既に多くの事業者が認証を受けているということですが、申請のあった事業者は、第1回目でそのまま認証に通るとは考えにくいので、何割ぐらいが通るのか。あと、認証されなかった事業者はどうなるのか。例えば指導して、それで認証を通るようにしているのか、あるいはそのままになってしまうのかというところの事情をお伺いしたいと思います。

RSPOという認証制度がありながら、何で独自の認証制度を新たにつくる必要があったのかといういきさつです。

○高村座長

ありがとうございます。

恐らく通訳等もございますので、場合によっては回答について会合が終わってから改めて書面で提出をしていただくということもまた可能性として考えてよろしいでしょうか。質問についても多分そういう点があるかと思っておりますので、そういうものとして扱わせていただければと思います。

それでは、道田委員、お願いいたします。

○道田委員

ありがとうございます。

まず、Control Unionさんに質問なんですけれども、今いろいろな認証制度が乱立していて、どれを選んだらいいかというのの選択が非常に難しい時代になってきていると。そのときの評価基準として、どういうものを使っていったらいいのか、例えばスキームがきちんと目標を達成できるものかどうかというのは、ISEALというもので担保するということもあるかと思っておりますけれども、それはどれぐらいISEALをとられていて、またはどれぐらいISEALを持っていることが評価基準の中に実際入っているのかという、またそれ以外の基準もあれば教えていた

だきたいというふうに思います。

それで、インドネシアとマレーシアのプレゼンテーション、ありがとうございました。

情報公開についてお伺いできればと思います。

情報公開、マレーシアのほうから、農園がどこにあるかということを見ることのできるということがありましたけれども、サプライチェーンが見られるようになるのか、それともユーザーがどの農園で油を調達しているかということがきちんと見えて、それが森林を破壊していないということがわかるようになるのかという、そういう形なのかということをお伺いしたいと思います。

それで、インドネシアについても、情報公開ということがどの程度可能なのかということをお知らせいただきたいと思います。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、河野委員、お願いいたします。

○河野委員

ご報告、ご説明ありがとうございました。

Control Union Japan様にお聞きしたいのは、現在取り扱っていらっしゃる認証の範囲内で、例えば食料競合について保障することが可能な認証はあるのかという、今後そういった必要性が出てくるか、そのあたりのさまざまな認証を取り扱っていらっしゃる機関としてのご見解を伺いたいというふうに思います。

それから、インドネシア政府の皆様、それからマレーシア政府の皆様、ご報告大変ありがとうございました。

私は、2020東京オリンピックのための持続可能性を担保した調達基準のパームオイルに関する検討ワーキングチームで検討をさせていただきました。その当時は、これから国家を挙げて両国ともに頑張るというお話を伺い、将来に対して期待するという意味で、本日また改めて両国政府の関係者の方々からその進捗状況をお伺いする機会を得て、大変うれしく思っております。

そこで、質問させていただきたいんですけども、インドネシアにおかれましては、2020年に、現在大体30%程度の進捗率であり、今後2020年までには7割に引き上がる予定である。それから、マレーシアにおかれましては、2019年末までに全ての対象に認証を広げられる、つまり100%となるというお話なんですけれども、そのことに関しまして、当然のことながら、認証機関ですとか認証を審査する審査員のレベル等に関しまして、どの程度信頼が置けるのか、一般人からすると、どんな方がいわゆる認証作業にかかわっているのかというのは大変興味深いところであります。認証機関、それから認証にあたる審査員について、例えば教育をしているとか、しっかり

とした人数を確保しているとかという状況について教えていただきたいというふうに思っております。

それから、もう一点聞き漏らしたかもしれませんけれども、前回オリパラの検討のときに、人権と労働のあたりが不十分ではないかというふうなご指摘が出ていたかと思っております。例えば、今現状で児童労働、それから強制労働に関しまして、こんなところをしっかりとやられているというふうな法律ですとか、その具体例がありましたらぜひ教えていただきたい。それから、その確認方法等も教えていただければと思います。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

私からもご質問があるんですが、改めて書面でもお出ししようかと思っておりますが、Control Unionさんにご質問がございます。

1つは、RSBについて、前半のヒアリングで少し議論がございましたけれども、Control Unionさんのスライドの4枚目に、非常に包括的であるため、準拠が難しいという形でご説明がありますけれども、これについてどういう意味か、教えていただければと思います。

あわせて、先ほどの前半の議論で、食料競合についてどのように確認をするのかという点について、RSBの関係で議論があったと思いますので、その点について、もし追加でご説明をいただけると大変ありがたく思います。

それと、これは確認ということになるかと思いますが、今回GGLとSBPをバイオマスに特化したスキームとしてご紹介をいただいているというふうに思います。確認といいますのは、これらのスキーム、SBPはバツがついておりますけれども、PKS、EFBといったパームの副産物に関しても、これらの認証が適用可能なのかということについて確認をさせていただければと思います。

以上です。

それでは、先ほど申し上げましたように時間の制約もあると思いますので、もし今の段階でお答えが難しい場合には書面にてお答えを、回答をいただければというふうに思います。もし今の時点でご回答いただけるものについてお答えをいただければというふうに思っております。同じように、会合の後、委員からひょっとしたらご質問が追加であるかもしれませんので、そのご対応もあわせてお願いをできればと思います。

それでは、大村様から、Control Unionさんからお願いできますでしょうか。

○Control Union Japan (大村)

ご質問ありがとうございます。

まず、最初に相川委員からのご質問についてお答えさせていただきたいと思います。

質問内容としましては、現状のPEFC、FSCの基準とGGLとSBPについてですが、先ほどもちょっと説明させていただきましたとおり、SBPにつきましては、FSC、PEFC、SFIの認証を並行して取得することを義務づけているので、そういう意味では既存のFSC、PEFCに追加するという形でSBPを取っていただくという形になるかと思います。GGLも同様です。現在FSC、PEFCのスキームをGGLのスキームとして認めていますので、現状の状況をより強化するという意味で、この両基準のほうを取得していただくということが目的かと思えます。

そして、道田委員からのご質問につきまして、たくさんの認証基準がある中でどれを選ぶのかということですが、さまざまな認証スキームがありますので、どれを選ぶか、どれが一番適切な認証プログラムなのかというのは難しいかとは思いますが、ただ、各基準、明確に認証基準というもの、認証は目的としては確実に明記してありますので、その中から選んでいただくというのが弊社では回答かと思えます。とても抽象的で申しわけございません。

そして、河野委員からのご質問ですが、食料との競合についてですが、きょうご紹介させていただきましたバイオマス関連認証プログラム、それが前提となっております。全ての基準が食物との競合をしないということを前提に基準を作成しておりますので、それは議論の対象外とさせていただいているという回答でした。

そして、高村先生からのご質問ですが、先ほどの基準が包括的で準拠が難しいということですが、まさに多岐にわたる要求事項があります。なので、それだけ基準に準拠することが結構ハードルが高い。そういう観点で、基準で準拠するのが難しいという内容でございます。

そして、最後のSBPの木質以外の認証基準についてですが、残念ながら現在ではSBPは木質に特化している基準でございます。ただ、先週SBPのほうに問い合わせさせていただきましたら、将来的、今後その他のものも検討していくというふうに回答をいただいております。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、インドネシア政府から、お答えがいただける範囲で結構ですので、お答えをいただけますでしょうか。

○通訳（インドネシア）

委員の皆様のお名前、一応明記をしておりますませんが、最初のご質問に対して、F I T価格についての日本への関係ということなんですけれども、確かにある研究の成果から報告すると、採算性がとれるかとれないかというのは、F I T価格次第ということの計算だったというふうに記憶があります。

確かにF I T価格、キロワットアワー24円だったら、それはインドネシアから輸入は採算性がとれるという結果報告がありますけれども、ただしその問題としては、インドネシアから輸出すると輸送コストが半分近くになるという問題が発生しています。

それでは、インドネシアでは燃料として使われていないかという問題なんですけれども、残念ながらインドネシアでは、電力公社のF I T価格は日本より安いということで、今採算性がとれていないという現状でございます。

I S P OとR S P Oとの関係なんですけれども、インドネシア政府としては、国内のほうで法令を遵守する形で、インドネシアの法令に基づくことということなので、基本的にそうなるということはインドネシア国内で認証機関もつくらないといけないという流れで、I S P Oが2011年のほうに発足したという経緯がございます。R S P Oはもちろんインドネシアの農園企業がR S P O及びI S P O、両方とも取得する企業はほとんどなんですけれども、基本的にインドネシアの法令に遵守することはI S P O、インドネシアではそういうふうになっています。

データの公開性なんですけれども、今の段階ではI S P Oの手続などがウェブサイトの方で、データをホームページの方で公開して、そしてパブリックオピニオンも、そこにもどなたでも明記できるような形になっています。そういった情報の公開がしています。

そして、児童問題に関しては、これはインドネシア政府の規定で、既に労働大臣規定のほうで2011年のほうにありますので、その意味では児童問題がI S P Oを実施することによって、それもクリアにしないといけない一つの法律もあります。

I S P Oの委員会とその認証機関、どのように選定するかというと、基本的にI S P Oのコミッションというのがあります。このコミッションの中に、実はインドネシアの省庁の中に、大半が総局長がメンバーになっていて、そこのコミッションのほうから認証を受けないといけないというのは認証機関及びコミッティーのメンバーということの選定です。アセスメントチームもまた別にございますけれども、総局長の下に局長のほうで、アセスメントチームもそういった評価、コミッティーのメンバー及びに諸機関の評価もするという実際の制度もございます。

とりあえず以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

2つ残っている質問があったように思います。1つはPKS、EFB、副産物にISPOが適用可能かというご質問です。もし今難しければ、後日ご回答をお願いいたします。

あともう1つは、芋生委員からのご質問だったと思います。

○芋生委員

申請して、認証されなかったのについてはどういうふうになるかと。

○通訳（インドネシア）

ちょっと追加です。

今確認したところは、PKSやEFBもその認証もあります。そして、認証されていない農園などが1回申請拒否、一応だめにしても、2回目の申請も可能ということになります。

先ほどの2020年に70%の農園の面積をそういった数値目標ということは、まさにインドネシア政府のほうでそれを今努力しているところです。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、マレーシア政府からお答えいただけますでしょうか。

○マレーシアパームオイル庁（ニック・アズニサン・ニック・イブラヒム）

PKSやEFBのバイプロダクトに関してですけれども、MPOCCというMPOCコミッティーの中で、現在そちらのほうで今議論が行われてるという状況でございまして、パイプラインの中に位置して、今度導入される予定になっております。

あとどのような認証機関があるかということなんですけれども、先ほどちょっと中でもご紹介させていただいたんですけれども、14の認証機関というものが今デパートメント・オブ・スタンダード・マレーシアによって認証されています。

あとなぜRSPOが存在する中でMSPOというものを独自に立ち上げたということでありまして、確かにご指摘のとおり、MSPOとRSPOは共通点も多くございますし、ともにパームオイルのサステナビリティのための認証でありますし、環境に非常に感度の高いようなマーケットのアクセスというのをきちんとコントロールするという意味でも確かに同じなんです、RSPO、民間の団体でありますので、国として持っていかなければいけないというような意図でMSPOは立ち上がっております。

言ってみると、一つの見方としては、MSPOはインクルーシブなスキームであるけれども、RSPOのほうはエクスクルーシブなスキームというふうに言ってもいいのかなと思います。

あともう一つちょっと補足なのでありますけれども、MPOCCのほうはISEALのほうと

も連携をしております、そこでの共同の議論なども非常に行っております。

そのほか幾つかいただいたと思いましたが、残りは書面で回答させていただければと思います。

○高村座長

それでは、時間の関係もございますし、今マレーシア政府の方からもおっしゃっていただきましたが、たくさんの質問が出ましたので、改めて書面でお答えをいただくところがありましたら、書面でご回答いただければと思います。同じく委員からも、もし追加でご質問がございましたら、事務局にお願いをできればと思います。

それでは、本日は実に熱心なご議論をいただきまして、どうもありがとうございました。本日の議論を次回以降の検討につなげて進めてまいりたいと思います。きょうは皆様どうもありがとうございました。

本日のワーキングはここまでとさせていただきますが、次回の開催等について事務局からご説明をお願いいたします。

○神沢新エネルギー課長補佐

次回のワーキンググループにつきましては、また日程が決まり次第、経済産業省のホームページでお知らせいたします。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、これもちまして本日のワーキンググループ第2回の会合を閉会いたします。

本日はご多忙のところ、長時間にわたりどうもありがとうございました。とりわけ外部からのヒアリングにご参加いただきました皆様に心からお礼申し上げます。

どうもありがとうございました。

—了—